Office 3 chu



◇ご家庭向け事務室だより

オフィス三中

令和7年2月発行 第13号 第三中学校地区共同学校事務室

1月末から2月初旬にかけ小学校3校と中学校では来年度の新入学児童生徒入学説明会が実施されています。新年度を迎えるにあたり、どの学年にも関係することをいくつかお知らせいたします。

就学援助制度について

伊勢崎市では、経済的に困難な家庭に対して、就学援助制度を実施しています。給食費をはじめ学用品費や修学旅行費などの学校生活で必要な経費を援助するものですが、毎年度申請する必要があります。「就学援助費のお知らせ」はすでに中学3年生以外の全家庭に配布しました。来年度「就学援助費」の受給を希望する場合には、各学校から配布された「就学援助制度のお知らせ」をよく読んで「令和7年度準要保護児童生徒就学援助費申請書兼世帯票」に世帯全員の状況を記入して、2月28日(金)までに各学校へご提出ください。

提出された申請書について世帯の所得状況や家庭状況等を教育委員会が審査し、認定の可否を決定いたします。認定結果については、6月末までに通知される見込みです。

なお、現在認定されているご家庭で来年度も引き続き援助を希望する場合にも、申請書の提出が必要となります。 4 月以降も申請を受け付けますが、その場合は申請を提出した日に応じた年度途中からの認定となりますので、ご注意ください。

4月からの給食費について

令和7年度の給食費の月額及び振替日について、大きな変更はない予定です。給食費月額は小学校3,700円、中学校4,500円(中学校は3月のみ3,500円)です。口座振替日は毎月末です。(土日の場合は翌営業日)。12月分の口座引落日は12/25です。振替不能とならないよう、前日までに残高の確認をお願いします。伊勢崎市内の小学校から中学校へ進学するお子様については、現在の口座を引き続き使用しますが、引き落とし口座を変更したい方や未登録の方は、いつでも登録の手続きができます。登録用紙は学校にありますので、各学校までお問い合わせください。

年度末を迎えるにあたって



★転居による手続きについて

年度末は転勤等で引っ越しが多い時期になります。お子さんが転校する場合は、在籍校で作成した書類を転学先学校に提出していただく等諸手続がありますので、早めに各学校までご連絡ください。

★教科書について

教科によっては、学年が新しくなっても引き続き使用する教科書があります。来年度も 使用する教科書については、各自で大切に保管してください。